

改正案	現行
（少数株主権等の行使期間） 第四十条 法第百五十四条第二項に規定する政令で定める期間は、四週間とする。	（少数株主権等の行使期間） 第四十条 法第百五十四条第二項に規定する政令で定める期間は、二週間とする。